

蒲郡市第8期障害福祉計画・第4期障害児等福祉計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、蒲郡市第8期障害福祉計画・第4期障害児等福祉計画策定業務に係る契約の相手方となる受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

第1 業務の概要

1 業務名

蒲郡市第8期障害福祉計画・第4期障害児等福祉計画策定業務

2 業務目的及び内容

蒲郡市第8期障害福祉計画・第4期障害児等福祉計画策定業務委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）に定める。

3 業務期間

契約締結日の翌日又は契約締結日から令和9年3月31日まで

4 提案限度額

金7,216,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第2 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- 1 蒲郡市入札参加資格者名簿において、役務の提供等・調査委託の入札参加資格に登録されている又は登録の手続き中であること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 6 平成28年度以降に、元請け、下請けを問わず、国又は地方公共団体が発注する障害福祉計画・障害児等福祉計画に関する同種・同類業務を履行した実績を有する者であること。

第3 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

内容等	期日等
公告	令和8年4月10日（金）
参加表明書の提出期間	令和8年4月10日（金） ～令和8年4月24日（金）
提案資格確認結果（選定・非選定）通知	令和8年4月27日（月） ～令和8年5月1日（金）
提案書提出期間	令和8年5月7日（木） ～令和8年5月27日（水）
審査結果（特定・非特定）通知	令和8年6月中旬 予定
契約締結	令和8年6月下旬 予定

第4 担当部署

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市福祉部福祉課障害福祉係

電話 0533-66-1106

ファックス 0533-66-3130

電子メール shogai@city.gamagori.lg.jp

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1） 1部

業務実績（様式2） 1部

会社概要（様式は任意） 1部

(2) 提出期限

令和8年4月24日（金）午後5時必着

(3) 提出場所

第4 担当部署と同じ。

(4) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールとする。

(5) 留意事項

電子メールで書類の提出を行った場合は、提出期限までに担当部署に到着していることを必ず確認すること。

2 質問の受付及び回答

参加表明にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

第4 担当部署と同じ。

(2) 質問の受付期間

令和8年4月10日（金）から令和8年4月20日（月）まで

(3) 質問方法

担当部署に電話連絡の上、参加表明に関する質問書（様式3）を電子メールにより提出すること。

(4) 回答の確認方法

令和8年4月22日（水）に蒲郡市公式ホームページ上に当該回答内容を掲載する。質問の有無に関わらず確認のこと。

3 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び提案書提出の要請

第2に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年5月1日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を、電子メール又はファックスにて通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により、市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和8年5月11日（月） 午後5時まで

イ 提出場所

第4 担当部署と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。

（郵送、ファックス又は電子メールによるものは受け付けない。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年5月18日（月）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 提案書の提出（作成要領）

1 企画提案書の作成

提案書の作成を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 蒲郡市第8期障害福祉計画・第4期障害児等福祉計画策定業務企画提案書

企画提案書

(様式自由 A4判、15枚程度、内容は委託仕様書に沿ったもの)

イ 蒲郡市第8期障害福祉計画・第4期障害児等福祉計画策定業務見積書

(金額の積算根拠を記載すること。消費税及び地方消費税相当額を含む。)

- (2) 提出期限
令和8年5月27日(水)午後5時まで
- (3) 受付場所
第4 担当部署と同じ
- (4) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。
- (5) 提出部数
正本2部、副本6部の計8部とする。

2 質問の受付及び回答

提案書の提出にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

- (1) 質問の受付場所
第4 担当部署と同じ。
- (2) 質問の受付期間
令和8年5月1日(金)から令和8年5月15日(金)まで
- (3) 質問方法
担当部署に電話連絡の上、提案に関する質問書(様式4)を電子メールにより提出すること。ただし、質問することができるのは令和8年5月1日(金)までに本プロポーザルへの参加資格要件の確認結果通知書を通知され、併せて提案書の提出を要請された者のみとする。
- (4) 回答の確認方法
令和8年5月20日(水)に蒲郡市公式ホームページ上に当該回答内容を掲載する。質問の有無に関わらず確認のこと。
- (5) 留意事項
ア 提出された質問に関し、質問の意図を確認するため担当部署から質問提出者へ問い合わせをする場合がある。
イ 本プロポーザルの執行に関し担当部署が不適切と判断した質問については、回答しない。

3 提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の受付及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、提案者から提出された提案書等について、蒲郡市情報公開条例(平成10年蒲郡市条例第1号)の規定による請求に基づき、第三者に開示すること

ができるものとする。

第7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 契約上限金額を超える提案をした場合
- 5 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 6 実施要領等に違反すると認められた場合
- 7 1 から6までに定めるもののほか、著しく信義に反する行為のあった場合

第8 提案書の審査及び評価

1 選定委員会の設置

提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、蒲郡市第8期障害福祉計画・第4期障害児等福祉計画策定業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 プレゼンテーション等の実施

プレゼンテーションは行わないが、必要に応じて後日説明を求める場合がある。

3 審査項目及び評価基準

提案書及び見積書により、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

4 受託候補者の特定方法

選定委員会において、3の審査及び評価を踏まえ、受託候補者の特定を行う。各委員の採点に基づき各提案者に順位を付け、第1順位の最も多い提案者を受託候補者として特定する。ただし、第1順位の最も多い提案者が2者以上いるときは、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により受託候補者を特定する。

ただし、提案者の全員が最低基準点以上の点数を得られなかったときは、受託候補者を特定しない。なお、参加事業者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに提案者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者名

イ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

ウ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式

は任意)により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和8年6月12日(金) 午後5時まで

イ 提出場所

第4 担当部署と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。(郵送、電子メール又はファックスによるものは受け付けない。)

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年6月17日(水)までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 特定結果の公表

受託候補者と契約を締結したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 業務名

(2) 業務内容及び業務期間

(3) 受託者の名称及び所在地

第9 契約に関する基本事項

1 契約の締結

契約に当たっては、本市と受託候補者が当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、受託候補者との契約の協議が整わない場合には、次順位の者を受託候補者として契約の協議を行う。ただし、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、次順位の者との協議は行わない。次順位後の者も同様とする。

2 契約保証金

蒲郡市契約規則第26条の規定による。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払い条件

完了払いとする。

第10 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

別紙

審査項目及び評価基準

審査項目		評価ポイント	配点
実施方針・実施フロー・行程表・その他	①業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務を実施できる人員又は技術力が確保されているか。・本市の要望等に迅速・柔軟に対応できるか。	10点
	②業務実績	<ul style="list-style-type: none">・同種、同類の業務経験を有しているか。件数だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいものかも評価する。・本市と同規模以上の自治体への導入実績があるか評価する。	10点
企画提案内容	③提案内容の的確性	<ul style="list-style-type: none">・事業目的を正しく理解し、その実現に有効な方針が示されているか・問題点と課題が適切か	20点
	④調査方法の確実性	<ul style="list-style-type: none">・実施方法が適切か。・分析方法は要件に適しているか。・実施方法が具体的で、円滑な業務履行が可能か。	15点
	⑤提案内容の独自性	<ul style="list-style-type: none">・提案内容に蒲郡市の独自性があるか。	15点
参考見積金額	⑥業務コスト	<ul style="list-style-type: none">・提出金額に基づき評価する。	30点